

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第5号

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第8条 （略） (1)―(4) （略） <u>(5) 配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</u> <u>(6)・(7) （略）</u>	第8条 （略） (1)―(4) （略） (5)・(6) （略）
2 月の1日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、 <u>配偶者同行休業をし、</u> 停職にされ、若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員又は病気休暇を与えられて若しくは就業禁止の措置を命じられて当該休暇若しくは当該措置の開始の日から90日を超えて勤務していない職員が、給料の支給日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その月の給料をその際支給する。	2 月の1日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、停職にされ、若しくは外国派遣条例第2条第1項の規定により派遣されている職員又は病気休暇を与えられて若しくは就業禁止の措置を命じられて当該休暇若しくは当該措置の開始の日から90日を超えて勤務していない職員が、給料の支給日後に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至った場合には、その月の給料をその際支給する。
(勤務1時間当たりの給与額) 第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第7条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間（以下「年度」という。）における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額（育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に	(勤務1時間当たりの給与額) 第9条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を就業規則第7条に定める1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、4月1日から翌年の3月31日までの間（以下「年度」という。）における休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額（育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に

規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち常勤の者の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号。以下「任期付職員条例」という。）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては任期付職員条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額）とする。

2 （略）

（通勤手当）

第44条 （略）

(1) 条例第9条第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 条例第9条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び就業規則第27条第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより通勤が困難であると認められる身体に障がいのある職員にあっては、別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

アース （略）

規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては育児短時間勤務の承認を受けていない職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち常勤の者の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額、育児休業法第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第11号。以下「任期付職員条例」という。）第4条各項の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）にあっては任期付職員条例第3条各項の規定により採用された職員の勤務1時間当たりの給与額を考慮して次項に定める額）とする。

2 （略）

（通勤手当）

第44条 （略）

(1) 条例第9条第1号に掲げる職員 別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額

(2) 条例第9条第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員及び就業規則第27条第1項の規定による承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しない職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）に支給対象期間の月数を乗じて得た額。ただし、別に定めるところにより通勤が不便であると認められる職員又は通勤が困難であると認められる身体に障がいのある職員にあっては、別に定める額に支給対象期間の月数を乗じて得た額

アース （略）

「任期付職員規程」という。) 第2条第1項の給料表の号給又は給料月額の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 6号給及び7号給並びに任期付職員規程第2条第3項(同条第4項の規定を適用する場合を含む。)の規定による給料月額 12,000円 (イ) 5号給 10,000円 (ウ) 2号給から4号給まで 8,000円 (エ) 1号給 6,000円 (2) 条例第16条第2項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、次に掲げる管理職手当規程別表第1に掲げる職について定められた区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1種 6,000円 イ 2種 5,500円 ウ 3種 5,000円 エ 4種 4,500円 オ 5種 4,300円 2 条例第16条第1項の勤務をした後、引き続き同条第2項の勤務をした前項第1号アの職員には、その引き続く勤務に係る条例第16条第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。	職員規程第2条第3項(同条第4項の規定を適用する場合を含む。)の規定による給料月 12,000円 イ 5号給 10,000円 ウ 2号給から4号給まで 8,000円 エ 1号給 6,000円
--	---

別表第1を次のように改める。

別表第1 企業職給料表（第14条関係）

職員の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	228,400	261,600	348,600	388,200	444,400	515,400	574,300
	2	138,700	230,600	263,400	350,900	390,700	446,700		
	3	139,900	232,600	265,200	353,100	393,400	448,800		
	4	141,000	234,500	267,100	355,500	395,900	451,000		
	5	142,100	236,300	269,100	357,800	398,600	452,700		
	6	143,200	238,200	271,300	360,100	401,300	454,500		
	7	144,300	240,000	273,400	362,300	404,100	456,400		
	8	145,400	241,800	275,600	364,600	406,800	458,400		
	9	146,500	243,700	277,900	366,900	409,400	460,300		
	10	147,900	245,600	280,100	369,100	411,800	462,000		
	11	149,200	247,500	282,200	371,200	414,100	463,500		
	12	150,500	249,400	284,400	373,400	416,400	465,300		
	13	151,800	251,000	286,600	375,600	418,500	466,700		
	14	153,300	252,900	288,700	377,800	420,500	468,200		
	15	154,800	254,600	290,800	379,900	422,400	469,600		
	16	156,400	256,400	292,900	382,100	424,400	471,100		
	17	157,700	258,100	295,200	384,400	426,300	472,400		
	18	159,200	260,100	297,400	386,600	428,200	473,700		
	19	160,700	262,000	299,500	388,700	430,000	474,900		
	20	162,200	264,000	301,700	390,900	431,900	475,900		
	21	163,600	265,900	303,900	392,900	433,800	476,700		
	22	166,300	267,800	306,100	394,700	435,400	477,200		
	23	168,900	269,600	308,200	396,300	436,900	477,600		
	24	171,500	271,500	310,400	398,000	438,500	478,000		
	25	174,200	273,400	312,700	399,700	440,100	478,200		
	26	175,900	275,300	314,800	401,200	441,400	478,600		
	27	177,600	277,100	316,900	402,800	442,700	479,000		
	28	179,300	279,000	319,000	404,400	444,000	479,500		
	29	180,800	280,800	321,200	405,900	445,100	480,100		
	30	182,600	282,700	323,300	407,100	446,400	480,500		
	31	184,400	284,500	325,400	408,300	447,600	480,900		
	32	186,200	286,400	327,500	409,500	448,900	481,300		
	33	187,900	288,200	329,500	410,600	449,900	481,800		
	34	189,700	290,100	331,700	411,800	450,700	482,100		
	35	191,500	291,900	333,700	413,000	451,300	482,500		
	36	193,300	293,800	335,800	414,200	451,800	482,900		
	37	194,900	295,400	337,700	415,100	452,200	483,200		
	38	196,600	297,200	339,800	415,800	452,700	483,600		
	39	198,300	299,000	341,900	416,500	453,000	484,000		
	40	199,800	300,800	344,000	417,200	453,400	484,400		
	41	204,500	302,600	345,900	417,900	453,700	484,700		
	42	206,400	304,300	347,900	418,600	454,000	485,000		
	43	208,500	305,900	349,900	419,200	454,300	485,300		
	44	210,400	307,600	351,900	419,600	454,600	485,500		
	45	212,200	309,300	353,800	420,100	454,800	485,700		
	46	213,900	311,000	355,700	420,400	455,000			
	47	215,900	312,700	357,600	420,600	455,200			
	48	217,900	314,400	359,500	420,800	455,400			
	49	220,100	315,700	361,200	421,000	455,600			
	50	222,300	317,300	362,700	421,200	455,800			
	51	224,400	318,900	364,200	421,400	456,000			
	52	226,400	320,500	365,700	421,600	456,200			

再任用 職員以 外の職 員	53	228,200	322,100	367,100	421,800	456,400			
	54	230,100	323,700	368,200	422,000	456,600			
	55	231,900	325,300	369,300	422,200	456,800			
	56	233,800	326,900	370,400	422,400	457,000			
	57	235,500	328,300	371,300	422,600	457,200			
	58	237,300	329,500	372,400	422,800				
	59	239,000	330,700	373,500	423,000				
	60	240,800	331,800	374,600	423,200				
	61	242,200	332,500	375,400	423,400				
	62	243,700	333,400	376,100	423,600				
	63	245,100	334,300	376,700	423,800				
	64	246,600	335,100	377,400	424,000				
	65	248,000	335,700	377,700	424,200				
	66	249,500	336,400	378,400	424,400				
	67	251,000	337,200	379,100	424,600				
	68	252,600	338,000	379,800	424,800				
	69	253,800	338,700	380,100	425,000				
	70	255,400	339,400	380,800	425,200				
	71	257,000	340,100	381,500	425,400				
	72	258,600	340,800	382,200	425,600				
	73	259,800	341,100	382,800	425,800				
	74	261,200	341,700	383,500					
	75	262,600	342,300	384,200					
	76	264,000	342,900	384,900					
	77	265,200	343,200	385,100					
	78	266,600	343,700	385,500					
	79	268,000	344,200	385,800					
	80	269,400	344,700	386,100					
	81	270,600	345,100	386,400					
	82	271,900	345,600	386,700					
	83	273,200	346,000	387,000					
	84	274,500	346,500	387,300					
	85	275,500	346,700	387,700					
	86	276,800	347,200	388,000					
	87	278,100	347,600	388,400					
	88	279,400	348,100	388,800					
	89	280,500	348,400	389,000					
	90	281,600	348,900	389,200					
	91	282,700	349,400	389,400					
	92	283,800	349,900	389,600					
	93	284,900	350,100	389,800					
	94	285,900	350,400	390,000					
	95	286,900	350,900	390,200					
	96	287,900	351,400	390,400					
	97	288,700	351,600	390,600					
	98	289,600	352,000	390,800					
	99	290,500	352,400	391,000					
	100	291,400	352,600	391,200					
	101	292,300	352,800	391,400					
	102	293,100	353,000						
	103	293,900	353,200						
	104	294,700	353,400						
	105	295,300	353,700						
	106	295,800	353,900						
	107	296,300	354,100						
	108	296,600	354,300						

	109	296, 800	354, 500						
	110	297, 100	354, 700						
	111	297, 400	354, 900						
	112	297, 600	355, 100						
	113	297, 800	355, 300						
	114	298, 200							
	115	298, 600							
	116	299, 000							
	117	299, 200							
	118	299, 500							
	119	299, 800							
	120	300, 100							
	121	300, 400							
	122	300, 800							
	123	301, 200							
	124	301, 400							
	125	301, 600							
	126	302, 000							
	127	302, 200							
	128	302, 400							
	129	302, 600							
	130	302, 800							
	131	303, 000							
	132	303, 200							
	133	303, 400							
	134	303, 600							
	135	303, 800							
	136	304, 000							
	137	304, 200							
	138	304, 400							
	139	304, 600							
	140	304, 800							
	141	305, 000							
	142	305, 200							
	143	305, 400							
	144	305, 600							
	145	305, 800							
	146	306, 000							
	147	306, 200							
	148	306, 400							
	149	306, 600							
	150	306, 800							
	151	307, 000							
	152	307, 200							
	153	307, 400							
	154	307, 600							
	155	307, 800							
	156	308, 000							
	157	308, 200							
再任用 職 員		217, 700	239, 200	262, 200	298, 000	367, 800	384, 700	401, 700	455, 500

（一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																				
（特定任期付職員の給与の特例） 第2条 （略） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>382,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>432,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>486,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>550,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>628,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>733,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>859,000</u></td></tr></table> 2－4 （略）	号給	給料月額		円	1	<u>382,000</u>	2	<u>432,000</u>	3	<u>486,000</u>	4	<u>550,000</u>	5	<u>628,000</u>	6	<u>733,000</u>	7	<u>859,000</u>	（特定任期付職員の給与の特例） 第2条 （略） <table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>387,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>441,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>496,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>562,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>641,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>749,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>877,000</u></td></tr></table> 2－4 （略）	号給	給料月額		円	1	<u>387,000</u>	2	<u>441,000</u>	3	<u>496,000</u>	4	<u>562,000</u>	5	<u>641,000</u>	6	<u>749,000</u>	7	<u>877,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>382,000</u>																																				
2	<u>432,000</u>																																				
3	<u>486,000</u>																																				
4	<u>550,000</u>																																				
5	<u>628,000</u>																																				
6	<u>733,000</u>																																				
7	<u>859,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>387,000</u>																																				
2	<u>441,000</u>																																				
3	<u>496,000</u>																																				
4	<u>562,000</u>																																				
5	<u>641,000</u>																																				
6	<u>749,000</u>																																				
7	<u>877,000</u>																																				

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

5 前二項の規定による給料を支給される職員に関する大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第15号。以下「給与規程」という。）第52条第4項（給与規程第55条

第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第5項の規定の適用については、給与規程第52条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年大阪広域水道企業団管理規程第5号。以下「平成27年改正規程」という。）附則第3項及び第4項の規定による給料の額との合計額」と、給与規程第52条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成27年改正規程附則第3項及び第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

- 6 附則第3項及び第4項の規定による給料を支給される職員に関する一般職の任期付職員の採用等に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第11号。以下「任期付職員規程」という。）第2条第4項の規定の適用については、任期付職員規程第2条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（平成27年大阪広域水道企業団管理規程第5号）附則第3項及び第4項の規定による給料の額との合計額」とする。

（通勤手当に関する経過措置）

- 7 施行日の前日において、改正前の給与規程第44条第1項の規定による通勤手当の額が55,000円に同項に規定する支給対象期間の月数に乗じて得た額を超えていた職員の施行日から平成28年3月31日までの間の通勤手当については、第1条の規定による改正後の給与規程第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 前項に規定する職員で、平成28年3月31日前に施行日の前日に居住していた住居を変更した職員に関する前項の適用については、「平成28年3月31日」とあるのは、「当該住居の変更が生じた日の属する月の末日（その変更が生じた日が月の初日であるときは、その日の前日）」とする。

（単身赴任手当の月額に関する特例）

- 9 施行日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与規程第45条第1項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは、「26,000円」とする。